

● 講習受講資格、受講要件（講習事務規程第18～21条関係）

登録建築大工基幹技能者講習を受講するためには、次の要件を全て満たしている必要があります。

1. 建築大工職種において10年(2150日)以上の実務経験があること
2. 実務経験のうち3年(645日)以上の職長（棟梁※1）経験があること
3. 職長・安全衛生責任者教育の修了を原則※2とし、次のいずれかの資格を有していること

- (1) 一級建築大工技能士
- (2) 枠組壁建築技能士
- (3) 一級・二級建築施工管理技士※3)
- (4) 一級・二級・木造建築士
- (5) プレハブ建築マイスター

※1 建設キャリアアップシステムと同様に、町場・住宅現場においては、職長や班長を「棟梁」として従事する者として読み替えることとします

※2 「必須」ではなく「原則」のため、必ず受講していなければいけないというわけではありませんが、受講していることを推奨します。

※3 二級建築施工管理技士は、「建築」「躯体」「仕上げ」いずれの種別でも受講要件として成立します。

住宅建設を中心とした現場における職長（職長を棟梁と読み替える。）とは、以下の能力を持った技能者としてします。

- ・ 建築大工工事に関する一連の作業が正確に手戻りなくできる熟練技能を持つ技能者。
- ・ 現場監督が気付かない現場の問題点を指摘するなど工法や技術等について現場監督と協議し、作業手順を組立て、見習い・中堅技能者を統率し、的確な指示・調整等を行うことのできる技能者。
- ・ 必要な資材の検計や工期管理ができ、他の職方と段取りの調整ができる技能者。

○講習受講手数料 44,000円（消費税込み）

受講料 33,000円（消費税込み）

受験料 11,000円（消費税込み）

○有効期限 5年（更新には更新講習の受講必用）